

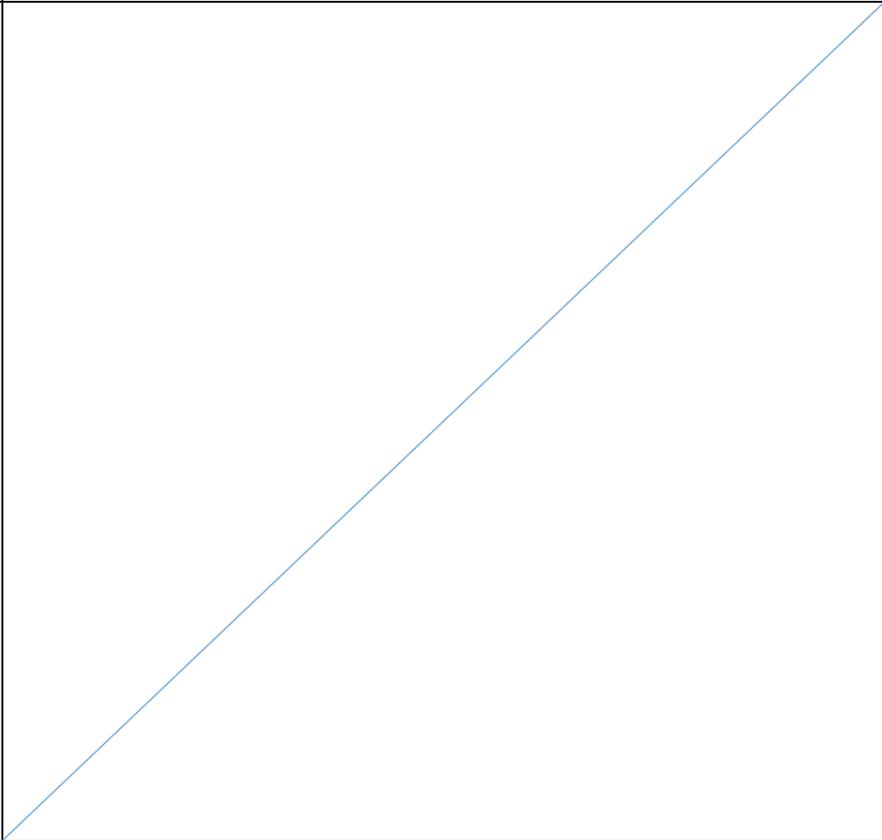
「(仮称) 市民活動推進条例制定に向けた意見交換会」での主な意見と条例素案について

【開催日】平成30年4月21日(土・鎌倉)と23日(月・大船)

【参加者】平成30年4月21日(土・鎌倉)26名、23日(月・大船)17名 合計43名

【経過】市議会平成29年9月定例会に提案しました「私たちのまち鎌倉のことに関心を持ち、自分たちでより良くしていこうという思いを共有して行動するための条例案((仮称)市民活動推進条例)(以下「条例案」という。)」は、否決となり、その後、条例案の見直しに向けて、市民活動団体へのアンケートやヒアリング調査、条例検討会と市民活動を行なっている方々との意見交換を行い、これらの意見を踏まえ、条例検討会で議論を重ね、「つながる鎌倉条例」素案をまとめました。

| | 主な意見と対応 | 条例素案 |
|------|--|--|
| 条例名 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民と市のつながり ・市民活動の横のつながりが大切 ・年齢的、分野的なつながりが必要 ・つながりが上手くいっていない <p>⇒「つながり」「つなぐ」というキーワードが出ており、市民活動や協働の推進にあたり、市民活動団体や市が幅広く結びつきを広げていき、市民活動を過去から現在、そして未来へとつなげていくという思いを条例名にしました。</p> | <p>つながる鎌倉条例(案)</p> |
| 前文 | <p>前回の内容を踏襲しつつ、条例名のキーワードとなった意見にもある「つながり」「つながる」を前文にも記載し、市民活動を次世代につなげていく、また、市や市民活動団体、市民等の横のつながりと広がり表現しました。</p> | <p>美しい自然環境と豊かな歴史的遺産を有する鎌倉は、このまちを愛し、自分たちのまちのために行動する人々によって守られ、支えられ、創られてきたまちである。</p> <p>先人たちが醸成した先進的な市民風土は、市民の誇りとして、様々な市民活動に今も受け継がれており、これからも次世代(未来)を担う子どもたちにつなげていく必要がある。</p> <p>鎌倉のまちを愛する一人一人が、このまちを創っていく主人公として行動するとともに、市、市民活動団体及び市民等がともにつながることにより、魅力と活力にあふれる「鎌倉」の発展のために、この条例を制定する。</p> |
| 目的 | <ul style="list-style-type: none"> ・条例は、なぜ必要なのか。 ・条例は中間支援組織も含め、全体の仕組みが発展することに繋がる内容が必要。 ・なぜ条例が大事なのかという部分がちゃんと出ていないのでは。 ・やってみようという思いを実現できるような環境作り。 ・これから市民活動をやろうとしている方→スタートアップ制度が必要 <p>⇒市民活動及び協働の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定め、市民活動及び協働の活性化に必要な環境を整えることとし、具体性を持たせました。</p> | <p>この条例は、市民活動及び協働の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、市民活動及び協働の活性化に必要な環境を整え、もって地域性豊かで魅力と活力にあふれる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> |
| 定義 | <ul style="list-style-type: none"> ・協働の定義、市民活動の定義が必要。 ・中間支援組織の位置付けをする。 ・中間支援組織に関すること ・市民協働とは何か他市を参考にして、良い例を研究して鎌倉市に合うものは何かという提案が必要。 ・自分たちの立ち位置が分かるとよい。協働をしてもよいのか等。 ・市が文化財・NPO活動をどう位置付けているかが見えない。 <p>⇒指針素案で定めていた市民活動、協働、市民活動団体、市民等、中間支援組織の定義について記載することによって、具体的に定めました。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 市民活動 市民の自主的で営利を目的としない社会貢献活動のことをいう。 ● 協働 2つ以上の主体が互いに対等であることを認識し、互いの特性や持てる資源を活かしあって、取り組む課題、目的及び過程を共有し、協力して新たな公共サービスの創出や公益性の高い事業に取り組むことをいう。 ● 市民活動団体 特定のテーマに基づき、自発的に社会貢献活動を行う団体のことをいう。 ● 市民等 市内に居住し、若しくは通勤し、又は通学し、若しくは市内で市民活動を行うもののことをいう。個人だけでなく団体や企業などの事業者も含む。 ● 中間支援組織 市民等、市民活動団体、市やその他の組織との間に立ち、市民活動を支援する組織のことをいう。 |
| 基本理念 | <ul style="list-style-type: none"> ・条例にまとまりがなく、市の理念もない。 ・理念・方策の柱は必要。 <p>⇒市、市民活動団体及び市民等が、市民活動及び協働を推進するために基本理念を定めました。</p> | <p>市、市民活動団体及び市民等は、市民活動及び協働を推進するために、次に掲げる事項に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● まちを創る一員として、自覚し、互いの思いを共有し、自らができることを実行する。 ● 世代、性別、立場等を越え、互いを理解、信頼、尊重し、認め合い、互いの特性を活かし、話し合い、協力してまちを創る。 |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・他市ではここまでやるというのが明確だが、この条例は分かりにくい。 ・市民活動団体立上げへのサポート。 ・市民活動団体の現場主義を尊重する。 ・現在市民活動をやっている方→今まで地道にやってきた人が続けられない。支援の在り方はどうあるべきか。 ・行政は市民活動を支援するというスタンスを明記して欲しい。 ・きちんと活動を評価してもらえなかった→協働の仕組みをしっかりと ・市民活動推進条例がないことで、協働する上での根拠がないので動けない <p>⇒指針案で定めていた「市民活動及び協働を推進するための基本的な考え方」をそれぞれの活動の支援等について記載し、具体的に定めました。</p> | <p>市民活動を推進するための基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民活動団体の自主性、自立性を尊重し、主体的な活動による課題解決を支援する。 ● 市民活動団体の自立及び目標達成を支援する。 ● 市民等の市民活動に対する理解を深め、共に歩む市民等を増やし、市民活動の輪を広げる。 <p>協働を推進するための基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 協働により、質の高い公共サービスを提供する。 ● 信頼関係の構築と役割分担により、対等な立場で責任ある協働を行う。 ● 協働の評価や見直しを行うことにより、協働を拡大し、充実させる。 |

| | | |
|----------------------------|---|---|
| <p>施策の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・会議室や施設が欲しい。 ・持ち出し赤字で大変にならないように、市に支援して欲しい。 ・活動の継続には資金の問題もある。 ・何をするにも、財政的な支援の仕組みが重要。 ・普段の情報がなくては話しようがない。 ・情報公開や必要な支援を条例でまかなえるはず。 ・若返りが重要。活動が途絶えてしまう。 ・若い人の方がやる気がある。人材育成 ・世代交代。人材の補充。 ・NPOセンターの支援の中身が分からない。 ・NPOセンターがコーディネイト機能を担っていけるといい。 ・NPOセンターの拡充や、活動をしっかりとやっている団体にしっかりと資金を支払う等の環境の整備が必要。 <p>⇒市民活動及び協働の推進についての環境整備や具体的な施策の推進などについて決めました。</p> | <p>市は、指針を策定し、次の施策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 活動の場の提供に関する事 ● 財政的支援に関する事 ● 情報公開及び提供に関する事 ● 協働に関する事 ● 市民活動の啓発及び学習機会の提供、人的支援に関する事 ● 市の施策の立案、実施及び評価の過程への参入機会の提供に関する事 ● 市民活動センターに関する事 ● 市民が共に考えていく場（指針の見直し、施策の進行管理）に関する事 |
| <p>役割</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市民、市民団体、行政、事業者、学校等、市民活動の参加者について各々の役割を明文化すべき。 ・条例は行政と市民を支援する役割を促進するものに。 ・市職員について市民活動に参加する上での制限を入れるべき。 ・市職員が外を知る機会。 ・市職員が市民の中に入る。 ・条例は中間支援組織も含め、全体の仕組みが発展することに繋がる内容が必要。 ・横の連携が必要。NPOにもコーディネーターが必要。 ・NPOセンターがコーディネイト機能を担っていけるといい。 <p>⇒市民等、市民活動団体、中間支援組織、市のそれぞれの役割について決めました。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 市民等 自分たちのまちのことに関心を持ち、身近な課題に対して自らできることを考え、行動すると共に、積極的に市政へ参画したり、市民活動に参加、協力するよう努める。 ● 市民活動団体 組織として社会的な課題に対して問題提起し、その解決のために知識や経験、地域性、柔軟性、迅速性などの特性を活かして自発的、自律的に活動するよう努める。 ● 中間支援組織 市民活動団体に寄り添い、支援すると共に、様々な主体が連携するようネットワーク化を図るよう努める。 ● 市 施策の実施や市民等の市政への参画、市民活動団体との協働により、一人一人が主人公として活躍するための環境を整えるよう努める。 市は基本理念及び基本的事項について積極的に市民等へ広報及び啓発を行うよう努める。 市は市職員に対する市民活動及び協働に関する啓発等を実施して、職員一人一人による市民活動及び協働の重要性の理解を深めるよう努める。 |
| <p>市民活動・協働推進委員会</p> |  | <ul style="list-style-type: none"> ● 市長の附属機関として、鎌倉市市民活動・協働推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。 ● 委員会は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・この条例及び指針に関する事項 ・基本理念及び指針に基づく活動に関する事項 ● 委員会は、委員10人以内をもって組織する。 ● 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験を有する者 ・知識経験を有する者 ・公共的団体が推薦する者 ・市民 ● 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ● 委員は、再任されることができる。 ● 第4項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。 ● 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。 ● 臨時委員は、市長が委嘱する。 ● 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。 ● 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に規則で定める。 |
| <p>委任</p> |  | <p>この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> |